

## 四万十町条例第9号

### 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

四万十町国民健康保険税条例（平成18年四万十町条例第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「54万円」を「58万円」に改める。

第23条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「27万円」を「275,000円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第24条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の四万十町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。